

内閣参質一九三第一三三三号

平成二十九年六月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員川田龍平君提出「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」及び「経済財政運営と改革の基本方針二〇一七」に示された薬価制度改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員川田龍平君提出「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」及び「経済財政運営と改革の基本方針二〇一七」に示された薬価制度改革に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの「製薬企業の製造する製品ごとの販売額や販売量を個別に把握する術」、「抜本的な改革案」及び「安易には変更を予定しない薬価制度」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十八年十二月二十日に内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、財務大臣及び厚生労働大臣の間で合意した「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」を踏まえ、個別の医薬品の販売量の把握方法を含む薬価制度の見直しについては、現在、中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）において議論をしているところであり、政府としては、そうした議論を踏まえて対応してまいりたい。

五について

御指摘の「先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方」については、「経済・財政再生計画改革工程表二〇一六改定版」（平成二十八年十二月二十一日経済財政諮問会議提出）に基づき、社会保障審議会医療保険部会及び中医協において具体的な対応について議論していると

ところであり、政府としては、こうした審議会等の議論を踏まえて対応してまいりたい。